

大気汚染防止法の規定に基づく施設設置等の届出先

事業場所在地	届出の内容
徳島市 石井町 鳴門市 神山町 小松島市 松茂町 吉野川市 北島町 阿波市 藍住町 勝浦町 板野町 上勝町 上板町 佐那河内村	(施設の設置届出) (氏名等変更届出) 第6条、第17条の5、第18条第1項 第11条、第17条の13第2項、第18条の13第2項 (施設の使用届出) (施設の廃止届出) 第7条、第17条の6、第118条の2 第11条、第17条の13第2項 (特定施設の変更届出) (承継届出) 第8条、第17条の7、第18条第3項 第12条、第17条の13第2項
東部圏域 阿南市 那賀町 牟岐町 美波町 海陽町	徳島県環境管理課 企画・大気担当 TEL:088-621-2274  南部総合県民局(阿南保健所庁舎) 環境担当 TEL:0884-28-9858 (廃棄物の焼却炉に関するものを除く)
西部圏域 美馬市 三好市 つるぎ町 東みよし町	西部総合県民局(美馬庁舎) 環境担当 TEL:0883-53-2062 (廃棄物の焼却炉に関するものを除く)